

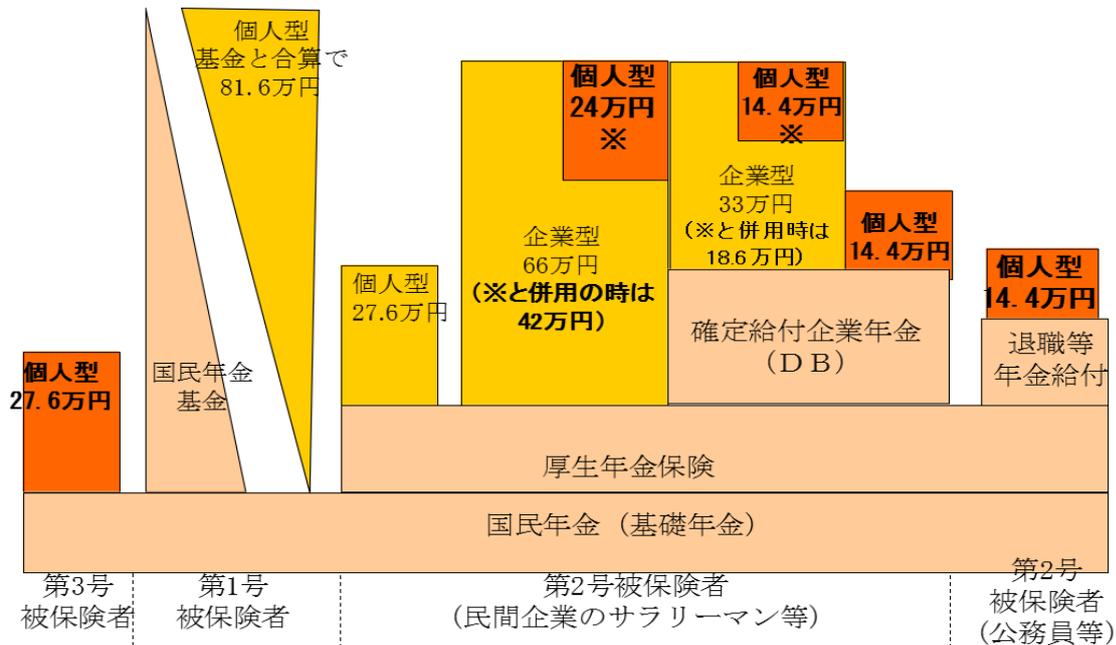
『確定拠出型年金制度の改正について』

DC制度の改正について

(DCとは確定拠出型年金のことです。本稿では確定拠出型年金のことをDCと称します)。昨年の国会では流れてしまったDCの改正ですが、今年の5月24日の衆議院本会議で可決しました。以下、ポイントを絞って試みていくことにしましょう。

★ 加入者範囲の拡大…現役世代の、ほとんどの方が利用可能に！

(平成29年1月施行)



(太字ゴシックは今回の改正による部分です)。

今回の改正の目玉は「加入者範囲の拡大」でしょう。これまでDCを利用することができなかった「公務員」の方や「専業主婦 (主夫)」の方も利用できるようになります。

また、既に企業型DCに加入している人も、同時に「個人型」のDCを利用することができる、つまり「企業型」と「個人型」の併用が可能になりました。今回の改正では、現役世代のほとんどの方が企業型DCもしくは個人型DCのいずれか (ごく一部の方は両方) を利用できるようになりました。逆に、DCを利用することができないのは国民年金保険料の免除を受けている方や、滞納している方等です。

公務員は安定した給与に加え、インテリジェンスに富んだ方が多いと思いますので、新たな顧客ターゲットとしてお考えの方もいらっしゃると思います。とはいえ、拠出限度額は年間14.

4万円（月々1.2万円）ですので、それほど大きくはありません。金融機関等はDCの利用をきっかけに（DCとは別に）投資信託を併売するチャンスと言えるかもしれません。

いっぽう、専業主婦（主夫）の方、つまり第3号被保険者の拠出限度額は年間27.6万円（月々2.3万円）と公務員のそれのほぼ倍額、厚生年金被保険者の個人型DCと同じ限度額です。そして、他の加入者と同じように掛け金は、その全額が小規模企業掛金等控除の対象です。とは言え、元々、所得がゼロか少ない第3号被保険者です。所得控除のメリットは大きくありませんね。ちなみに、社会保険料控除とは異なり、第3号被保険者の小規模企業掛金等控除を配偶者の所得控除に活かす、ということはできません。とは言え、DCのように、長期に渡り運用益に対する課税の繰り延べがなされるのは、他の金融商品にはありませんので、この点はメリットと言えるでしょう（ちなみにNISAの非課税期間は5年、ロールオーバーしても計10年間ですから）。

「企業型DC」と「個人型DC」の「併用」についてです。「企業型」で「マッチング拠出」を行っている場合は「併用」を選択することはできません。（マッチング拠出については後述）。「マッチング拠出」と「併用」のどちらかを選択することになりますが、どちらかを選ぶのは事業主です。「併用」の場合、まず企業型DCの事業主掛け金の上限を引き下げること等を規約で定めなくてはなりません。ところで「併用」の「個人型DC」の方は、運営管理機関（金融機関など）を本人が選べるのはメリットでしょう。（「企業型DC」の運営管理機関は企業が選びます）。その代わり、運営管理機関に払う手数料も本人が払わなくてはなりません。加えて、「企業型」と「個人型」のそれぞれを観なくてはなりません。

「マッチング拠出」は企業が選んだ運営管理機関だけになりますが、手数料は（規約しだいですが）企業負担が一般的です。「マッチング拠出」と「併用」のどちらを選択するのは事業主しだいですが、従業員の声にも耳を傾けながら考えたいところです。

★ 加入対象者の拡大に伴い…個人型DCの脱退一時金の受給要件の厳格化

（平成29年1月施行）

個人型DCの加入対象者の拡大に伴い、現役世代の方のほとんどがDCを利用できるようになったため、個人型DCの脱退一時金の受給要件は、むしろ厳格化されます。「通算拠出期間1年以上3年以下または個人別管理資産額が50万円以下であること」という要件は変わりませんが、「60歳未満であること」という要件に代わって「保険料免除者であること」という要件に変更されました。つまり、「DCを利用することができない」方に限られる、ということですね。また、継続個人型年金運用指図者は規定が削除されました。なお、企業型DCについては脱退一時金の受給要件の改正はありません。

★ キーワードは「従業員100人以下」

（公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行…遅くとも平成30年5月までに）従業員100人以下の小規模企業を対象に「簡易型DC」と「小規模事業主掛金納付制度」の2つの制度が創設されました。

順番に観ていくことにしましょう。

「簡易型DC」は、事務処理がある程度、簡素化された企業型DCの制度です。

現在、企業型DCを実施しているのは大企業が大半です。これは、小規模企業が実施するには事務負担が大きいという課題があったからです。そこで、規約の承認申請に必要な書類の一部を省略可能にすることで課題に応え、小規模企業でも企業型DCを実施しやすくしようとするものです。また、提供される運用商品の数も「2以上」と少なくても済みます。

続いて「小規模事業主掛金納付制度」についてです。

企業型DCの掛け金は企業が負担します（だから「企業型」ですね）。

ところが、平成24年から企業型DCの「マッチング拠出」が可能になりました。マッチング拠出とは企業が払う掛け金に、加入者も掛け金を上乗せできる制度です。上乗せすることができるのは「加入者の掛金は、会社掛金と同額まで、かつ合算で拠出限度額まで」です。

小規模企業事業主掛金納付制度は、個人型DCの「マッチング拠出」を可能にしたものです。つまり、個人が拠出する掛け金に、企業も掛け金を上乗せできる制度です。上乗せすることができるのは「年間の個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額が、拠出限度額（年27.6万円）を超えない範囲」となっています。なお、小規模企業事業主掛金納付制度を利用する場合、個人型DCの掛け金は給与天引きが前提になります。

★ 拠出規制単位の年単位化

（平成30年1月施行）

個人型DCおよび企業型DCともに、拠出限度額の規制単位が「月単位」から「年単位」に変更されます。例えば、第一号被保険者の場合、現行の限度額は「毎月68,000円」ですが、改正後の限度額は「毎年816,000円」になります。これでは、「結局、同じなのでは？」というご指摘を頂きそうですが…具体的には、「毎月の掛け金額は2万円、（年に2回の）賞与時の掛け金は5万円、掛け金の合計は毎年34万円」という拠出も可能になります。また、「年に1回以上、定期的に」という要件を満たせば、「毎年6月と12月の2回だけ12万円ずつ 拠出し、拠出額の合計は毎年24万円」ということも可能となる予定です。

しかし、そもそも、DCは「積立投資」です。積立投資はドルコスト平均法の考え方に基づいています。ドルコスト平均法は定時定額投資のことでもあります。「毎月の掛け金額に、賞与時に掛け金額を増額」や「拠出は年に2回だけ」では、果たして定時定額投資と言えるのでしょうか？ 拠出規制単位の年単位化は「拠出限度額が余っているのはもったいない」という声に応えたのでしょうか。「積立投資のそもそも」という点も気に留めておきたいものです。

★ ポータビリティの拡充

（公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行…遅くとも平成30年5月までに）DCの特徴に「ポータビリティ（＝制度間の資産移換）」が挙げられます。

そもそもポータビリティとは？…仮にAさんという方がいたとしましょう。Aさんが企業型DCを実施している会社を退職しました。その後、Aさんは別の会社に再就職することができましたが、再就職先の会社でも企業型DCを実施していました。こういう場合、Aさんは「退職前の（企業型DCの）個人資産」を再就職後の会社の企業型DCに引き継ぐことができます。これをポータビリティ（＝制度間の資産移換）といいます。

これまでのポータビリティは、先述のAさんのように「企業型・個人型DC⇒企業型・個人型DC」もしくは「確定給付企業年金⇒企業型・個人型DC」で可能でした。今回の改正では、新た

に「企業型・個人型DC⇒確定給付企業年金」も可能になりました。

また、合併や会社分割が行われた場合に限り「中小企業退職金共済（中退共）⇒企業型DCもしくは確定給付企業年金」、「企業型DCもしくは確定給付企業年金⇒中小企業退職金共済（中退共）」も可能になりました。また、中小企業退職金共済（中退共）を利用している企業が中小企業に該当しなくなった場合にも、「中退共⇒企業型DCもしくは確定給付企業年金」ができるようになります。

★ 投資教育

（公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行…遅くとも平成30年5月までに）
企業型DCは継続投資教育は配慮義務になっていますが、改正後は導入時教育と同じように努力義務となります。

★ 運用商品について

（公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行…遅くとも平成30年5月までに）
運用商品の提供数に上限が設けられることになりました。具体的な数は「政令で定める」としてハッキリしていません。これまで上限が無かったので、運用商品の提供数が相当な数に上ってしまい、「何をどのように選んだら良いか分からないので、とりあえず元本確保型商品にしておこう」という方が多かったのではないのでしょうか？

また、運用商品の提示に係る義務も「元本確保型商品を1つ以上提示しなければならない」から「リスク・リターン特性が異なることその他政令で定める基準を満たさなければならない」に変わります。

★ いわゆるデフォルト商品に係る規定の整備

（公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行…遅くとも平成30年5月までに）
いわゆるデフォルト商品とは企業型DCにおいて、「あらかじめ指定された運用方法」のことです。DCでは、まずデフォルト商品を含む運用商品の提示を行います。そして、最初の掛け金納付から3カ月以上で規約で定める期間（＝特定期間）を経過しても加入者による運用の指図が無い場合、記録関連運営管理機関等（レコードキーパー）から加入者に運用指図を行うように通知されます。通知を受けた加入者がさらに猶予期間（＝特定期間を経過した日から2週間以上の規約で定める期間）を経ても運用の指図が行われない場合、全額をデフォルト商品の運用に充てます。

★ 運用商品の除外のルール

（公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行…遅くとも平成30年5月までに）
企業型DCにおける提示運用方法から運用商品を除外するルールですが、これまで商品選択者の全員の同意が必要でしたが、これが3分の2の同意に改められました。また、当該同意を得るための通知をした日から3週間以上（で規約で定める期間）を経ても、なお意思表示がない商品選択者については、当該除外について同意したものとみなすことができます。

今年の5月24日の衆議院本会議で可決した「改正DC法」について、いくつかのポイントに絞って観てみました。個人型DCの対象が広がり、また小規模企業が企業型DCを導入しやすくなりました。

<著者プロフィール>

大泉 稔 おおいずみ みのる

株式会社 f p ANSWER 代表取締役

<http://fp-answer.com>

明星大学日本文化学部言語文化学科（現在の同大学人文学部日本文化学科）卒業（第一期卒業生）。市原刑務所法務教官兼法務事務官看守部長、京王自動車株式会社（京王電鉄グループ）交通事故係（処理件数 1000 件超）、社会保険庁中央年金相談室ねんきん電話相談員（相談件数 5000 件超）を経て、FPとして活動を開始。その後、独立系FP会社取締役、保険代理店取締役を経て現在に至る。現在は、年間100件程度の講演を行うほか、生命保険代理店や金融商品仲介業者としても活動。『近代セールス』や『ファイナンシャルアドバイザー』（いずれも近代セールス社）、『ニッキン』（日本金融通信社）などに寄稿している。